

第4次新潟市障がい者計画 (案)

※元号について

本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」・「令和」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

※「障がい」のひらがな表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	基本理念及び基本目標	2
4	計画の期間	3
5	障がいのある人とは	3
6	計画の構成	4
7	新潟市における障がい福祉の現状	6
8	新潟市における障がいのある人のニーズ	15

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1)	相談支援体制の充実	21
(2)	在宅サービスの充実	23
(3)	経済的な支援	24
(4)	サービス基盤の充実	25
(5)	地域生活を支える人づくり	26
(6)	スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援	27
(7)	情報提供・意思疎通支援の充実	28
(8)	災害時支援体制の整備	29

2 保健・医療・福祉の充実

(1)	障がいの予防と早期の気づき・早期の支援	30
(2)	医療・リハビリテーションの支援	31
(3)	精神保健と医療施策の推進	32
(4)	難病に関する保健・医療施策の推進	33

3 療育・教育の充実

(1)	就学前療育の充実	34
(2)	学校教育の充実	35
(3)	放課後等活動の充実	37

4	雇用促進と就労支援	
(1)	雇用促進と一般就労の支援	37
(2)	福祉施設等への就労の支援	38
5	生活環境の整備	
(1)	住宅環境の整備	39
(2)	安心・安全なまちづくりの推進	40
(3)	緊急時支援体制の整備	40
(4)	犯罪・消費者トラブルの防止	41
6	障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護の推進	
(1)	障がい者を理由とした差別の解消の推進	42
(2)	権利擁護の推進	42
(3)	障がいと障がいのある人に対する理解の普及	43
(4)	福祉教育の推進	44
(5)	ボランティア活動の支援・推進	45
7	行政等における配慮の充実	
(1)	選挙等における配慮等	45
(2)	行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	46
第3部 計画の推進に向けて		
1	庁内の協力体制	47
2	当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力	47
3	計画の推進	47

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に、「障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参加・参画し、安心して暮らすことのできる地域社会」を基本理念に掲げた「新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んできました。

平成19年3月の「新潟市障がい者計画」策定以降、障がい福祉に関する新たな法律の制定や改定、障がいの重度化・重複化、障がいのある人本人やその家族の高齢化等、障がいのある人を取り巻く社会情勢は大きく変化し、このような社会環境の変化に対応するため平成24年3月に「第2次新潟市障がい者計画」、平成27年3月に「第3次新潟市障がい者計画」を策定し、障がい者計画の一層の充実を図ってきました。

国においては、平成26年1月に、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者権利条約を批准し、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進など共生社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成25年6月制定）」を施行しました。

本市においても、こうした国の動きに合わせ、障がいのある人もない人も、誰もが生き生きと安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（共生のまちづくり条例）」を平成28年4月から施行し、市や事業者に対して、障がい等を理由とした差別を法的義務で禁止するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解促進に関する事業に取り組んでいます。

こうした障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理、広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

3 基本理念及び基本目標

【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

障がいのある人を取り巻く環境は昨今大きく変化し続けています。目まぐるしい社会環境の変化や国・地方の財政状況が安定しない中で、第4次計画に定める各施策を効果的かつ継続的に滞りなく実施していくためには、障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まることが大切です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会をつくるためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を排除し、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第4次計画においては、「地域生活の支援体制の充実」、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ、保健、医療、雇用、教育などの総合的な連携の下、自立した地域生活を支援する施策を推進し、全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制の充実などを図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行います。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに、適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。

人が生まれながらにして持っている人権が、本人の障がいと社会制度や慣習・偏見などによって失われた状態に陥ることなく、本来あるべき姿に回復されるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う社会づくりを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間（第4次計画）とします。ただし、法律の改正等があった場合には、計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 障がいのある人とは

この計画の「障がいのある人」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がいのある人」と捉えます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

6 計画の構成

障がい者計画の構成は、次のとおりです。

総 論	
【基本理念】 障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。	
基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	1 地域生活の支援 (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援 (7) 情報提供・意思疎通支援の充実 (8) 災害時支援体制の整備
	2 保健・医療・福祉の充実 (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療・リハビリテーションの支援 (3) 精神保健と医療施策の推進 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
自立の実現に向けた 支援と療育・教育の充実	3 療育・教育の充実 (1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実
	4 雇用促進と就労支援 (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援

地域社会の障がいに関する理解の促進

5 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 緊急時支援体制の整備
- (4) 犯罪・消費者トラブルの防止

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とした差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及
- (4) 福祉教育の推進
- (5) ボランティア活動の支援・推進

7 行政等における配慮の充実

- (1) 選挙等における配慮等
- (2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

計画の推進に向けて

- 1 庁内の協力体制
- 2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- 3 計画の推進

7 新潟市における障がい福祉の現状

1. 手帳所持者等

(1) 身体障害者手帳（令和2年3月31日現在）

【障がい別・等級別】

（単位：人）

障がい程度	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	8,504	443			3,014	5,047
2級	4,619	843	508		3,241	27
3級	5,847	143	280	198	3,783	1,443
4級	6,389	94	973	181	3,765	1,376
5級	1,783	289	6		1,488	
6級	1,828	109	990		729	
合計	28,970	1,921	2,757	379	16,020	7,893
割合	100%	6.6%	9.5%	1.3%	55.3%	27.3%

内部障がいの内訳

（単位：人）

等級	合計	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能
1級	5,047	3,051	1,842	96	1	15	11	31
2級	27						17	10
3級	1,443	439	356	563	62	4	15	4
4級	1,376	345	24	21	945	29	7	5
合計	7,893	3,835	2,222	680	1,008	48	50	50

(2) 療育手帳（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

障がい程度		知的障がい者		所持者数
		18歳未満	18歳以上	
A	知能指数35以下及び36～50と身体障害者手帳1～3級の重複者	373	1,849	2,222
B	上記以外の者	742	2,720	3,462
合計		1,115	4,569	5,684

(3) 精神障害者保健福祉手帳（令和2年3月31日現在）（単位：人）

障がい程度		所持者数
1級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。身のまわりのことはほとんどできない。	755
2級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	5,713
3級	精神障がいを認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	527
合計		6,995

(4) 手帳所持者の高齢者（65歳以上）の状況（令和2年3月31日現在）（単位：人）

手帳種別	手帳所持者数	うち高齢者	高齢者割合
身体障害者手帳	28,970	21,896	75.6%
療育手帳	5,684	488	8.6%
精神障害者保健福祉手帳	6,995	1,184	16.9%
合計	41,649	23,568	56.6%

(5) 各種手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	前年比
H22	29,203	4,428	3,606	37,237	102.8%
H23	29,731	4,567	3,983	38,281	102.8%
H24	30,346	4,743	4,260	39,349	102.8%
H25	30,674	4,900	4,383	39,957	101.5%
H26	30,638	5,029	4,996	40,663	101.8%
H27	30,397	5,207	5,137	40,741	100.2%
H28	30,036	5,330	5,582	40,948	100.5%
H29	29,509	5,475	5,911	40,895	99.9%
H30	29,460	5,588	6,116	41,164	100.7%
R1	28,970	5,684	6,995	41,649	101.2%

(6) 発達障がいのある人

発達障がいのある人の実数については統計がありません。ただし、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいのある人が含まれています。

(7) 難病患者

難病患者の実数については統計がありませんので、特定医療費（指定難病）受給者証交付数（特定医療費（指定難病）医療費助成を受けている人）を掲載しています。（難病については、平成25年度から障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました。）

（単位：各年度末交付数）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
交付数	5,579	5,965	6,202	6,406	6,673	6,890	6,994	6,274	6,299	6,285

※平成26年度までは特定疾患医療受給者証交付数

2. 障がい者医療費の推移

(1) 重度障がい者医療費助成

身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている重度障がい者の保健及び福祉の向上を図るため医療費の一部を助成します。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	1,558,752 (対前年度比)	1,649,095 (105.8%)	1,654,004 (100.3%)	1,688,613 (102.1%)	1,713,529 (101.5%)	1,686,977 (98.5%)
受給者数 (人)	20,268	20,244	20,101	19,894	19,463	19,232

※平成26年9月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象者に追加

(2) 自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の障がいの軽減や除去を目的とする医療費の自己負担を軽減します。（原則1割負担）

対象医療の例：人工関節置換術、ペースメーカー植込術、人工透析など

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	741,820 (対前年度比)	752,225 (101.4%)	757,622 (100.7%)	774,672 (102.3%)	817,554 (105.5%)	818,434 (100.1%)
受給者数 (人)	2,303	2,364	2,323	2,248	2,287	2,215

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院に係る医療費の自己負担を軽減します。（原則1割負担）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	935,583 (対前年度比)	984,171 (105.2%)	1,007,020 (102.3%)	1,065,164 (105.8%)	1,084,586 (101.8%)	1,133,510 (104.5%)
受給者数 (人)	9,771	10,890	11,624	11,575	12,406	12,986

3. サービス利用状況

(1) 支給決定者数の推移

（単位：各年度末支給決定者数）

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
障がい福祉サービス	4,896 (対前年度比)	5,145 (105.1%)	5,421 (105.4%)	5,692 (105.0%)	5,895 (103.6%)
地域生活支援事業	2,329 (対前年度比)	2,305 (99.0%)	2,331 (101.1%)	2,313 (99.2%)	2,298 (99.4%)
児童福祉サービス	793 (対前年度比)	1,074 (135.4%)	1,328 (123.6%)	1,550 (116.7%)	1,755 (113.2%)

(2) 平成30年度に比して支給決定者数が増加（5%以上）している主なサービス

(単位：各年度末支給決定者数)

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
重度訪問介護	31 (対前年度比)	28 (90.3%)	29 (103.6%)	32 (110.3%)	39 (121.9%)
就労定着支援	(H30年度新規サービス)			58 (対前年度比)	86 (148.3%)
就労移行支援	208 (対前年度比)	175 (84.1%)	214 (122.3%)	220 (102.8%)	258 (117.3%)
就労継続支援 A型	225 (対前年度比)	272 (120.9%)	287 (105.5%)	298 (103.8%)	319 (107.0%)
グループホーム	390 (対前年度比)	415 (106.4%)	469 (113.0%)	498 (106.2%)	554 (111.2%)
児童発達支援	225 (対前年度比)	353 (156.9%)	491 (139.1%)	550 (112.0%)	578 (105.1%)
放課後等 デイサービス	546 (対前年度比)	702 (128.6%)	825 (117.5%)	984 (119.3%)	1,162 (118.1%)

(3) 主な事業所数の推移

(単位：各年度末事業所数)

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
生活介護	39	40	42	46	47
児童発達支援	12	21	22	25	29
放課後等デイサービス	29	39	42	54	63
共同生活援助（グループホーム）	64	71	82	86	99
就労移行支援	21	21	24	25	26
就労継続支援A型	11	14	14	17	19
就労継続支援B型	53	56	64	71	79
就労定着支援	(H30年度新規サービス)			9	11
地域活動支援センターⅢ型	36	33	31	31	29

※共同生活援助（グループホーム）は住居数

4. 相談等の場所

(1) 新潟市障がい者基幹相談支援センター

平成27年4月から市内4カ所に設置し、障がいのある人及びその家族に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援等の相談支援など総合的な相談支援を行うほか、地域の相談支援専門員の人材育成や、病院・施設等からの地域移行に係る支援、権利擁護・虐待防止などを行い、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう支援しています。

(単位：人)

窓口	設置場所	相談員	障がい児支援 コーディネーター	合計
基幹相談支援センター東	東区役所1階	3	1	4
基幹相談支援センター中央	新潟市総合福祉会館1階	3	1	4
基幹相談支援センター秋葉	秋葉区役所2階	4	1	5
基幹相談支援センター西	西区役所3階	4	1	5

※障がい児支援コーディネーターは、相談員を兼務

(2) 新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）

発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送ることができるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、専門の相談員が、乳幼児から成人までの発達障がいのある人とその家族、関係機関からの様々な相談に応じています。

(単位：人)

事業開始	委託先	相談員 (常勤)	医師 (非常勤)	事業内容
平成22年4月	社会福祉法人 更生慈仁会	6	2	相談支援、発達支援、 就労支援、普及啓発

5. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化や高齢化等を見据え、障がいのある人の地域生活支援を更に推進する観点から、障がい者児の安心した地域生活への移行や、障がい者児とその家族が安定して地域での生活を継続して送ることができるよう、既存の社会資源等を組み合わせて活用することにより多面的な支援体制を確保、構築することを目指し、①緊急時の相談を行う機能、②緊急時の受入れ・対応を行う機能、③体験の機会・場を提供する機能、④専門的な対応の体制・人材の育成を行う機能、⑤地域の体制づくり等を行う機能、の5つの機能の整備を図っています。なお、本市では現在、①・②・③・⑤の機能を整備しています。(令和2年度末時点)

機能	実施する拠点等	拠点等の数	主な内容
①緊急時の相談	夜間休日相談支援事業らいとほうす	1	24時間365日の相談支援
	基幹相談支援センター	4	
②緊急時の受入れ・対応	夜間休日相談支援事業らいとほうす	1	緊急時の訪問支援
	短期入所事業所	6	緊急時の受入支援
③体験の機会・場の提供	基幹相談支援センター	4	グループホームの空室の活用
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター	4	地域連携体制の構築
	障がい者地域自立支援協議会	-	

※②緊急時の受入れ・対応は、事前登録制

6. 障がい者就労

(1) 民間企業の状況

【民間企業における障がい者雇用率】

(各年の6月1日現在)

各年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%	2.11%
新潟県	1.57%	1.54%	1.59%	1.65%	1.75%	1.85%	1.93%	1.96%	2.06%	2.12%
順位	46位	43位	41位	46位	42位	34位	30位	37位	33位	34位
法定雇用率	1.8%			2.0%				2.2%		
新潟市	1.47%	1.44%	1.46%	1.54%	1.62%	1.72%	1.83%	1.83%	1.90%	1.97%

※(参考)新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

【民間企業の雇用率達成企業割合】

(各年の6月1日現在)

各年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	45.3%	46.8%	42.7%	44.7%	47.2%	48.8%	50.0%	45.9%	48.0%
新潟県	46.1%	47.6%	44.7%	49.8%	54.4%	57.8%	60.0%	55.4%	57.8%
新潟市	37.4%	39.3%	35.3%	38.3%	43.8%	48.7%	50.8%	43.4%	46.0%

※(参考)新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

【民間企業の規模別雇用率】

(各年の6月1日現在)

規模	45.5~100人未満		100~300人未満		300~500人未満		500~1,000人未満		1,000人以上	
各年	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
全国平均	1.68%	1.71%	1.91%	1.97%	1.90%	1.98%	2.05%	2.11%	2.25%	2.31%
新潟県	1.62%	1.75%	2.08%	2.12%	2.15%	2.24%	2.27%	2.27%	2.24%	2.32%
新潟市	1.68%	1.39%	1.91%	1.82%	1.90%	2.28%	2.05%	2.21%	2.25%	2.26%

※(参考)新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

(2) 新潟市役所の状況

【市長部局・教育委員会】

(各年の6月1日現在)

各年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市長部局 (水道局・市民病院含む)	2.17%	2.10%	2.30%	2.32%	2.39%	2.37%	2.34%	2.32%	2.07%
(法定雇用率)	2.1%		2.3%				2.5%		
教育委員会	1.64%	1.88%	2.39%	2.37%	2.52%	2.79%	2.34%	2.48%	2.29%
(法定雇用率)	2.0%		2.2%				2.4%		

(3) 就労者数及び工賃

【福祉施設（就労移行・就労継続）からの一般就労者数】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般就労者数	111	109	128	100	135	129

【新潟市障がい者就業支援センターこあサポート登録者の一般就労者数】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般就労者数	125	149	124	150	147	154

※就労継続支援A型への移行者を除く

<新潟市障がい者就業支援センターこあサポート>

就職を希望する障がいのある人の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための就労定着、あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し、就業支援担当者が協力して就業面の支援を行っています。

（単位：人）

事業開始	委託先	設置場所	支援員	事業内容
平成 25 年 10 月	社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市総合福祉会館 1 階	6	就業支援、ネットワークの構築、企業開拓

【障がい者施設利用者の1人あたりの月額平均工賃額】（単位：円）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就労移行支援	14, 167	13, 371	16, 766	13, 533	14, 152	12, 577	12, 128
就労継続支援A型	55, 259	66, 025	64, 069	67, 011	67, 995	70, 930	74, 917
就労継続支援B型	13, 335	14, 355	14, 271	14, 389	14, 138	14, 423	14, 865

8 新潟市における障がいのある人のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」及び障害者総合支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「新潟市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市域における障がいのある人や障がいのある子どもの実態やニーズを把握するために 2 つのアンケート調査を実施しました。

(1) 障がいのある人全般を対象としたアンケート

① 調査の概要

- ・対象者：障害者手帳所持者等（49,673人）
- ・抽出者：対象者を母数として1割を無作為抽出（4,966人）
- ・期 間：令和2年8月7日～8月28日
- ・方 法：郵送
- ・回収率：47.2%（H29調査：54.2% H26調査：54.4% H23調査：62.0%）
- ・内訳：

区分	対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
身体	29,130	2,913	1,466	50.3%	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	5,707	570	271	47.5%	療育手帳所持者から抽出
精神	7,454	745	308	41.3%	精神障害者保健福祉手帳所持者から抽出
発達	1,271	127	10	7.9%	JOIN利用者から抽出（※）
難病	6,111	611	288	47.1%	特定医療費受給者から抽出
合計	49,673	4,966	2,343	47.2%	

※JOIN（新潟市発達障がい支援センター）の令和元年度利用者から1割を抽出

② 主なアンケート集計結果

【問4 施策に対する改善・拡充について】※複数回答

項目名	全体	区分別					年齢別	
		身体	療育	精神	発達	難病	65歳未満	65歳以上
相談支援体制	16.8%	12.5%	21.4%	31.8%	60.0%	16.7%	23.2%	12.2%
居住サービス	8.9%	6.8%	16.6%	12.3%	0.0%	9.0%	12.5%	6.2%
外出サービス	9.6%	8.9%	16.6%	9.4%	0.0%	6.6%	10.0%	8.8%
通所サービス	7.2%	6.1%	14.8%	5.2%	10.0%	7.6%	8.3%	6.5%
入所サービス	7.4%	5.6%	19.6%	4.9%	10.0%	8.0%	9.0%	6.5%
経済的負担の軽減	29.3%	25.5%	30.6%	42.5%	50.0%	32.6%	38.7%	23.1%
雇用促進・就労支援	10.7%	5.0%	17.3%	34.1%	50.0%	6.6%	24.3%	1.8%
意思疎通支援	3.6%	2.3%	8.5%	4.9%	0.0%	4.2%	5.1%	2.6%
スポーツ・文化・余暇活動	7.4%	5.4%	19.6%	7.8%	0.0%	6.3%	11.3%	5.1%
障がい予防・早期発見・早期対応	7.4%	6.1%	9.2%	14.6%	30.0%	3.8%	11.0%	5.0%
就学前療育	1.6%	0.7%	6.3%	1.9%	0.0%	1.4%	3.1%	0.6%
学校教育	3.9%	1.3%	12.5%	8.8%	10.0%	3.8%	8.7%	0.8%
放課後活動	1.5%	0.4%	8.5%	1.6%	0.0%	0.7%	3.5%	0.3%
道路・交通・建物のバリアフリー	13.7%	15.8%	9.6%	6.8%	0.0%	14.6%	14.7%	12.9%
防災対策	8.1%	9.1%	8.9%	5.5%	20.0%	4.9%	9.4%	7.3%
ボランティア活動	2.9%	2.5%	4.1%	4.2%	0.0%	2.8%	3.8%	2.4%
介助者へのサポート	9.7%	9.5%	13.3%	6.8%	20.0%	9.7%	8.8%	10.2%
障がい者の権利擁護	10.8%	8.8%	17.7%	19.8%	10.0%	4.5%	15.8%	7.2%
その他	11.8%	13.2%	7.4%	9.1%	0.0%	12.2%	7.5%	14.4%

人数 2,343人 1,466人 271人 308人 10人 288人 918人 1,347人

※人数は実人数。年齢別は、不明・無回答（78人）を除く。

1位  2位  3位 

【問 17 地域で安心して生活していくために必要なことについて】

項目名	全体	区分別					年齢別	
		身体	療育	精神	発達	難病	65歳未満	65歳以上
ホームヘルパー	5.2%	5.5%	1.5%	4.5%	0.0%	7.6%	3.4%	6.2%
ガイドヘルパー	4.3%	4.6%	3.7%	3.2%	0.0%	4.5%	3.1%	4.9%
グループホーム	2.9%	1.5%	11.4%	3.9%	0.0%	0.7%	4.9%	1.6%
通所事業所	1.7%	0.9%	4.8%	3.6%	10.0%	0.7%	2.6%	1.2%
気軽に通える場所	8.8%	8.9%	11.1%	8.1%	10.0%	6.9%	9.3%	8.6%
短期入所	4.2%	4.9%	4.1%	0.3%	0.0%	4.9%	2.3%	5.6%
困った時に相談できる場所	21.8%	22.2%	18.1%	24.7%	40.0%	19.4%	23.3%	21.2%
働く場所	6.4%	3.4%	8.1%	18.2%	30.0%	6.9%	14.4%	1.3%
その他	7.2%	7.6%	5.2%	6.2%	10.0%	8.0%	6.4%	7.5%

人数 2,343人 1,466人 271人 308人 10人 288人 918人 1,347人

※人数は実人数。年齢別は、不明・無回答（78人）を除く。

1位  2位  3位 

③ 主なアンケート集計結果に関する分析

令和3年度からの新潟市における障がい福祉施策への取組を進める上で中心的な設問である「施策の改善・拡充」と「地域生活」の2つの設問の結果を分析すると、共通して「相談支援」に関するニーズが高いことが分かります。

「施策の改善・拡充」について、全体の集計結果では、回答の多い順に、「経済的負担の軽減」(29.3%)、「相談支援体制」(16.8%)、「道路・交通・建物のバリアフリー」(13.7%)となっており、平成29年度の前回調査と比べると、「相談支援体制」と「道路・交通・建物のバリアフリー」の順位が逆転する結果となりました。

また、「地域生活」について、全体の集計結果では、回答の多い順に、「困った時に相談できる場所」(21.8%)、「気軽に通える場所」(8.8%)、「その他」(7.2%)となっており、区分別・年齢別でも、全てのカテゴリで「困った時に相談できる場所」が最多の回答となっています。

「相談支援」に関するニーズが求められる背景には、障がいのある人やその家族等が抱える課題が多様化・複雑化していることが理由の一つとして考えられます。このような課題に対して個別のニーズに応じた相談支援が行えるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケート

① 調査の概要

- ・ 対象者：特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童・生徒（2,782人）
新潟市立児童発達支援センターこころんの利用者（740人）
新潟県はまぐみ小児療育センターの利用者（20人）
- ・ 抽出者：対象者を母数として概ね1割を学校等の単位で抽出（576人）
- ・ 期 間：令和2年7月14日～9月18日
- ・ 方 法：学校等で配布・回収
- ・ 回収率：75.2%（H29調査：66.9%）
- ・ 内 訳：

区分		対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
特別支援学級	小学校	1,494	305	239	78.4%	
	中学校	567	104	74	71.2%	
通級指導教室	小学校	438	50	34	68.0%	
	中学校	46	5	4	80.0%	
特別支援学校	小学校	147	16	16	100.0%	
	中学校	90	11	10	90.9%	
新潟市立児童発達支援センター		740	85	56	65.9%	両施設分をまとめて集計
新潟県はまぐみ小児療育センター		20				
合計		3,542	576	433	75.2%	

※以下、特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校は全て合わせて「学校」、新潟市立児童発達支援センターは「こころん」、新潟県はまぐみ小児療育センターは「はまぐみ」という。

② 主なアンケート集計結果

【問3 地域で生活するうえで必要な支援について】

※自由意見を内容に応じて項目別に分類（複数回答）

項目名	学校	こころん・はまぐみ
	特別支援学級 通級指導教室 特別支援学校	新潟市立児童発達支援センター 新潟県はまぐみ小児療育センター
周囲の理解	35.3%	23.1%
自立指導	9.0%	
サポート	42.8%	17.9%
通学支援	11.9%	
環境整備	7.5%	7.7%
療育施設	10.9%	30.8%
相談体制	14.9%	12.8%
学校以外で集える場所	9.0%	
送迎支援		5.1%
経済支援		5.1%
自立支援		2.6%
必要ない	10.4%	5.1%
	人数 201人	39人

※人数は、有効回答数。

1位  2位  3位 

【問7 暮らしやすいまちづくりに必要なものについて】

※自由意見を内容に応じて項目別に分類（複数回答）

項目名	学校	こころん・はまぐみ
	特別支援学級 通級指導教室 特別支援学校	新潟市立児童発達支援センター 新潟県はまぐみ小児療育センター
周囲の理解	32.6%	22.9%
相談体制	14.5%	11.4%
制度	8.7%	8.6%
学校	21.7%	
福祉施設	10.1%	5.7%
余暇活動	6.5%	
情報提供	8.0%	17.1%
行政への要望		22.9%
人数	138人	35人

※人数は、有効回答数。



③ 主なアンケート集計結果に関する分析

令和3年度からの新潟市における障がい児福祉施策への取組を進める上で中心的な設問である「必要な支援」と「暮らしやすいまちづくり」の2つの設問の結果を分析すると、共通して「周囲の理解」に関するニーズが高いことが分かります。

「必要な支援」において「周囲の理解」を回答した割合は、「学校」が35.3%、「こころん・はまぐみ」が23.1%となっており、「学校」・「こころん・はまぐみ」ともに、2番目に多い回答となっています。

また、「暮らしやすいまちづくり」において「周囲の理解」を回答した割合は、「学校」が32.6%、「こころん・はまぐみ」が22.9%となっており、「学校」・「こころん・はまぐみ」ともに、最も多い回答となっています。

「周囲の理解」に関するニーズが求められる背景には、未だ社会全体に障がいに関する偏見や誤解、無理解等が存在することが理由の一つとして考えられます。障がいのある人が差別を受けたり不快な思いをしないよう相互理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し助け合う共生社会に向けた取組を推進する必要があります。

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

○現状と課題

本市では、これまで全区に相談支援事業者を設置し福祉サービスの利用等に係る基本的な相談支援やサービスの利用援助を行うとともに、市内4カ所に障がい者基幹相談支援センターを設置し総合的・専門的な相談支援の提供や関係機関との連携による相談支援、専門機関の紹介、地域の相談支援事業者への助言や人材育成、地域移行・地域定着に関すること、権利擁護、虐待防止、差別解消などの取組を実施しました。また、一般的な相談については区役所の窓口等で受け止めるとともに、各区に身体・知的障がい者相談員を設置し、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障がい福祉サービス事業者、医療、教育、雇用、介護などといった関連する分野の関係者や当事者団体で構成する障がい者地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・相談支援連絡会などを設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

一方で、障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しているため、各機関や関係者には専門的な知識や支援技術が求められているとともに、連携や情報共有も重要になってきます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、各機関の連携による障がい福祉サービスの提供体制の充実とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

○施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後も引き続き、地域の相談支援事業者や区役所等による相談支援を実施するとともに、基幹相談支援センターにおいては、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行い、地域の相談支援事業者や専門相談機関等との連携による継続的な相談支援を実施することで、誰もが安心して相談できる体制の整備に努めます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置している身体・知的障がい者相談員の積極的な活用や、適切な医療の提供につながるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴う不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者、矯正施設退所者などへの対応については、それぞれの障がい等に関する専門機関との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと切れ目のない支援が必要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」・新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩む本人とその家族に対する支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組みます。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、障がい者地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

○主な事業

- 基幹相談支援センター事業
- 障がい者相談員設置事業
- 精神保健福祉相談事業
- こころの健康推進事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 障がい者地域自立支援協議会の運営
- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
- 発達障がい支援センター事業
- ひきこもり相談支援センター事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営
- 療育事業（療育教室）
- 専門医による発達相談
- 難病患者への訪問指導
- 新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- 児童相談所相談・支援事業

(2) 在宅サービスの充実

○現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

ホームヘルプサービスについては、利用者の重度化、高齢化などに対応するために必要なサービス量を確保していく必要があります。また、ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、利用定員が限られているため、緊急的なニーズに応えられる空室の不足や医療行為を要する重度者の受入れ先の不足が課題となっています。

○施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

○主な事業

- 居宅介護等（ホームヘルプサービス）
- 短期入所（ショートステイ）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 生活介護
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 日常生活用具給付事業

- 補装具費支給事業
- 障がい者紙おむつ支給事業
- 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- 難病患者等居宅生活支援事業
- 難病患者等夜間看護サービス事業
- 身体障がい者福祉電話設置事業
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業

(3) 経済的な支援

○現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のものも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当の制度に関する情報を提供するなど、制度周知・受給支援に努め、手当の適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

○主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 重度心身障がい者福祉手当の支給
- 心身障害者扶養共済制度事業
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業

- 更生訓練費給付事業
- 重度障がい者医療費助成事業
- 自立支援医療（更生医療）の給付
- 自立支援医療（育成医療）の給付
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業
- 人工透析患者通院費助成事業

(4) サービス基盤の充実

○現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の方が入所しており、地域での生活が可能なお人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

また、生活介護などの日中活動系事業者やグループホームの数に地域によって偏りがあることや、重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できるグループホームや日中活動系事業所、ショートステイ事業所が不足していることも課題です。

さらに、精神障がい者が安心して地域生活を送るためには、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、公助・共助による人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりが課題となることから、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められます。

○施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた検討を引き続き行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げ

を図ります。

○主な事業

- 障がい者施設・事業所の整備
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- 精神障がい者地域生活支援施設補助金事業
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- 居宅介護等（ホームヘルプサービス）（再掲）
- 短期入所（ショートステイ）（再掲）
- 共同生活援助（グループホーム）（再掲）
- 生活介護（再掲）

(5) 地域生活を支える人づくり

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。

精神障がいにおいては、新たな当事者団体が立ち上げられ、居場所の開催や相談など、当事者による当事者支援（ピアサポート）が活発に行われています。当事者が支援者として活躍できる場が必要です。

また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○施策の方向性

身体障がい者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員業務を委託し、地域において身体や知的に障がいのある人やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がいのある人のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、顔が見える関係性を構築しながら地域づくりに向けた課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助の仕組みづくりを図ります。また、研修会や普及啓発など当事者団体等との共同事業を開催・実施します

併せて、市民や関係機関の職員に対し講座や教育研修を行い、精神疾患や精神障がいへの理解を促進します。

○主な事業

- 障がい者相談員設置事業（再掲）
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

- 精神障がい者の地域生活を考える会の運営
- こころの健康センター事業（人材教育事業）
- 障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）

（6）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

○現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、新潟県と共催で、新潟県障害者スポーツ大会を開催しています。

また、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を楽しむワークショップ等を開催して、障がいのある人も文化芸術活動へ気軽に参加できる機会を創出しています。今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を更に推進していくことが必要です。

さらに、人生100年時代を迎え、新たな社会の姿としてAIやロボット、ビッグデータなどを活用した創造社会が提唱されています。社会が大きく変化する中にあっても、障がいのある人が主体的に地域や社会とかかわり、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることができるよう、文化活動やスポーツ活動、余暇活動への参加を支援していく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するなど様々な取組を検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無にかかわらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組を推進していきます。

障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援やパラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要なため、余暇活動を充実させ、社会参加を促進するための支援を行います。

また、地域や社会とかかわれる余暇活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生活の中に「楽しみ」をつくりだすことができます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無にかかわらず共に学び続け、誰もが豊かで潤いの

ある生活が送れるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。

○主な事業

- 福祉バス運行事業
- 新潟市障がい者大運動会事業
- 障がい者スポーツ推進事業
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
- 障がい者スポーツ全国大会参加激励金の支給
- 障がい者福祉センター事業
- 文化芸術による共生社会推進事業
- にいがた市民大学開設事業
- 学習情報提供事業

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実

○現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（デイジー版・一般CD版）の希望者への郵送、市長記者会見の手話通訳など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に必要な情報を提供し、意思疎通支援を実施してきました。

また、手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念とする「新潟市手話言語条例」を平成31年4月1日に施行し、手話への理解の促進や手話の普及等に取り組んでいます。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話通訳者等・要約筆記（パソコン）者等の確保や重要性・緊急性の高い情報の迅速な情報提供が課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、意思疎通支援は一層必要です。

○施策の方向性

視覚・音声による説明や案内・選択項目がないなどといった社会的状況の中で、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、意思疎通支援のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆

記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣するとともに、地域で障がいのある人を支える人材の養成・スキルアップを図っていきます。

また、ウェブやソーシャルメディアなどのICTを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある人や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

○主な事業

- 意思疎通支援事業
- 点訳推進事業
- 音声訳推進事業
- 手話通訳者等・要約筆記者等養成事業
- 手話通訳者設置事業
- 福祉サービスガイドブックの発行
- 点字・声の広報
- ホームページによる情報発信
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員講師養成研修事業

(8) 災害時支援体制の整備

○現状と課題

昨今、豪雨、暴風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化するほか、インフルエンザ、コロナウイルスなどの感染症が発生する中で、このような大規模な災害が発生した際に、障がいのある人やその家族が安心・安全に生活が送れるよう、必要な障がい福祉サービス等が確保されるとともに、障がいのある人に対して必要な支援が行き届くことが重要です。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である人の名簿として「避難行動要支援者名簿」の提供を行い、同組織等において避難支援方法等を検討してもらうことで、地域における「共助」の仕組みづくりを促進し、地域防災力の向上を図り、災害時における可能な範囲での避難支援につなげていきます。

○施策の方向性

国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取扱いについて柔軟に対応します。

また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。

高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるよう、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による個別避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等、通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活を続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

○主な事業

- 障がい福祉サービス等に係る情報収集及び事業所等への情報提供
- 避難行動要支援者対策事業
- にいがた防災メールなどによる速やかな情報配信・伝達
- 福祉避難所開設と災害時支援体制の整備

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

○現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、はまぐみ小児療育センターや医療機関などの関係機関と連携しながら、障がいの早期の気づきと相談支援に努めています。

また、身近な支援の場である各区の療育事業や新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対して幼少期から発達支援を行っています。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN」でも、乳幼児の発達支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて心理・発達検査を実施しています。

一方で、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学

を迎えることも多いことから、保育所等や学校、児童相談所などの関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

○施策の方向性

今後は、更に早期の気づきや支援につなげるため、乳幼児健康診査や身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制づくりに努めます。

また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、早期に発達相談や療育を行うとともに、地域の保育園等に巡回支援専門員を派遣して集団生活上配慮が必要な子への適切な環境整備を行います。さらに、必要に応じて保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげるなど、切れ目のない支援体制の充実に努めます。

○主な事業

- 乳幼児健康診査事業
- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 児童相談所相談・支援事業（再掲）
- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- ペアレントメンター事業
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 専門医による発達相談（再掲）
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 巡回支援専門員整備事業
- 保育所等訪問支援

(2) 医療・リハビリテーションの支援

○現状と課題

障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

また、障がいのある人の自立と社会参加を促すために、身体機能の回復や日常生活の改善を目的とした訓練事業を実施しています。

○施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられる

よう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

機能回復訓練用プールの運営や、リハビリ体操など身体機能の維持向上だけでなく、日常生活訓練や歩行訓練など、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加の促進を支援します。

また、脳血管障がいや脳外傷等により高次脳機能障がいのある人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

○主な事業

- 療養介護
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 重度障がい者医療費助成事業（再掲）
- 自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 小児慢性特定疾病医療費助成事業
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 口腔保健福祉センター事業

（3）精神保健と医療施策の推進

○現状と課題

社会の複雑多様化や超高齢化社会の到来等により、生きづらさを抱え、精神疾患を患うに至ることもあります。

そのような中、本市の自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では、自殺死亡率が高い水準で推移しています。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の問題を抱える人も増加傾向にあり、それに伴い相談も増加する中、令和元年度に依存症治療拠点病院・専門病院が認定され、今後一層の周知啓発が必要となっています。

精神疾患を含めたこころの問題においても、不調に早期に気づき、対応することが望ましく、そのためにこころの健康センターや各区役所及び地域保健福祉センターで、精神保健や精神科医療に関する相談、訪問指導を実施し、市民のこころの健康の保持増進を図っています。

併せて、精神科における救急医療として、市民が緊急に精神科医療が必要になった時のための精神医療相談窓口と精神科救急情報センターの設置、休日と

夜間における病院群の輪番制による精神科医療体制の確保を新潟県と共同で行っています。救急医療や身体合併症治療における一般医療機関と精神科医療機関の連携が課題となっています。

精神障がい者の医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

○施策の方向性

複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。

自殺対策については、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。

依存症対策については、治療及び回復に向けた支援として、市民の病気への理解を深め、早期に相談機関や依存症治療拠点機関・専門病院につながるよう広く周知・啓発を行うとともに、自助グループや家族会等と連携し支援を行います。

精神科救急医療については、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解の促進を目的に、協議する場を設け医療機関間の連携の強化を図ります。

○主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 自殺総合対策事業
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 重度障がい者医療費助成事業（再掲）

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

○現状と課題

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。

難病は、長期の療養生活を必要とするため、難病患者やその家族を取り巻く

状況の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して療養しながら生活を続けていけるよう、関係機関と連携し、生活・治療・就労面における相談、助言、サービスを幅広く提供できる体制を構築する必要があります。

併せて、難病患者やその家族が地域で尊厳を持って生活することができるよう、社会全体が難病に関する正しい知識と理解を持つことが必要です。

○施策の方向性

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

また、難病患者やその家族のQOLの向上を図るため、総合的な相談支援を行う窓口として、NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託して、新潟県・新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携の緊密を図り、地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、難病対策の発展を図ります。

○主な事業

- 特定医療費支給事業
- 新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業（再掲）
- 新潟市難病対策地域協議会の運営
- 「難病患者さんのためのガイドブック」の発行
- 「難病患者支援者のためのハンドブック」の発行
- 難病患者支援のための各種研修会開催

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

○現状と課題

就学前の障がいのある子どもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、基本的な生活習慣を身に付けることや集団生活に適應するための基礎づくりを行っています。また、保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所等では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、子どもの心身の発達を促し、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことに努めています。

○施策の方向性

障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実に努めます。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援につながる取組の充実に努めます。

市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による職員の資質向上や保育所等への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより療育体制の充実に努めます。

また、市内全ての保育所等で障がいのある子どもの受入体制を引き続き整備します。

○主な事業

- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- ペアレントメンター事業（再掲）
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 発達支援コーディネーターの養成
- 巡回支援専門員整備事業（再掲）
- 児童発達支援（再掲）
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 保育所等訪問支援（再掲）

(2) 学校教育の充実

○現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実に努めています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成とともに、合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

○施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、より良いあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の

提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

障がいのない子どもの障がい理解については、総合的な学習の時間などで、障がいのある人や高齢者について、基本的な情報を紹介している福祉読本を活用しながら、障がいのある人や高齢者と接する際に活かせるよう理解の促進に努めます。

就学や進学及び就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を基に学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切につながるよう努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実を図っていきます。

○主な事業

- 特別支援教育サポートネットワーク事業
- 合理的配慮推進セミナーの実施
- 特別支援教育専門研修の実施
- 特別支援教育等配置事業
- 特別支援ボランティアシステム事業
- 早期就学相談・支援の実施
- 福祉読本の作成

(3) 放課後等活動の充実

○現状と課題

障がいのある子どもが、授業の終了後又は学校休業日に放課後等デイサービスを利用することにより、子どもたちの健全育成を図っています。

しかし、長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受入れ拡大を検討していく必要があります。

○施策の方向性

放課後等デイサービスによる放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。

また、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に努めます。

○主な事業

- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業（再掲）
- 放課後児童健全育成事業

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

○現状と課題

障がい者雇用については、平成25年の障害者雇用促進法の改正で障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を雇用分野で規定しています。

事業主には障がい者雇用が義務付けられており、令和3年3月1日から民間企業においては2.2%から2.3%に、地方公共団体等にあつては2.5%から2.6%に、教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられました。

こうした動きにより障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加し、本市においても福祉施設から一般就労への移行者は、過去から伸びています。とりわけ、精神障がい者の件数は、大幅に増加しています。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、平成25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設したことにより、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援が可能となりました。また、平成27年4月に「あぐりサポートセンター」を開設し、働ける職域を広げ、農業分野で就労や訓練の場が創出できるよう支援を行っています。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後

の定着や、雇用率達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、難病患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

○施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援により障がい者雇用拡大の取組を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させるとともに、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

平成30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援に係る支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、平成26年2月に結成した、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の取組により、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。

農業分野においては、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図ります。

○主な事業

- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 障がい者就労施設等からの優先調達
- 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- 障がい者ITサポート事業（再掲）
- 障がい者就業支援センター事業
- 農業と障がい福祉の連携促進事業

(2) 福祉施設等への就労の支援

○現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいて、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、日中の居場所や社会経験の場づくりなど、様々な機能を提供するため、地域活動支援センター運営費の補助を行ってきました。

しかし、多くの就労継続支援事業所では商品開発や製作能力、販路に限界が

あることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、NEXT21にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績はほぼ横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取組の支援が必要です。

○施策の方向性

就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

○主な事業

- 授産製品の展示販売の支援
- 就労継続支援（再掲）
- 障がい者施設・事業所の整備（再掲）
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減・除去し、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。

本市では、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

今後も、住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活

しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

○主な事業

- 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

○現状と課題

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）及び「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

今後は、障がいのある人や高齢者を含めた全ての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

○主な事業

- 安全に通行できる歩道空間の確保
- 無電柱化推進事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業

(3) 緊急時支援体制の整備

○現状と課題

一人暮らしの重度障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、障がい者あんしん連絡システムにより、24時間体制で緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

消防局の「消防指令管制システム」に登録するなどして、出動した各消防隊

へ速やかに情報を共有することにより、安全・確実・迅速な消防活動が行われています。

また、聴覚や言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な人が、ファックスやスマートフォン等の簡単な操作により119番通報ができる緊急通報システムを運用しています。

○施策の方向性

一人暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。

聴覚や言語機能等に障がいのある人が、火災や救急時に安心して消防サービスを受けられるよう、音声によらない119番緊急通報システムについて周知を図ります。

○主な事業

- 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）
- ファックス119及びNet119緊急通報システム事業

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止

○現状と課題

消費者を狙う特殊詐欺や悪質商法は社会の情勢に応じ、次々と新しい手口が生まれ、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

○施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人やその家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止にあたっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。

また、消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組みます。

○主な事業

- 苦情処理・消費生活相談事業

- 消費者啓発情報提供事業

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

○現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、未だ社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

本市では、平成28年4月1日に、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行し、障がい等を理由とした差別の解消等を図るとともに、共生社会の実現を目指した取組を行っています。

○施策の方向性

障がいを理由とした差別の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取組を進めるとともに、条例推進会議を開催します。また、事後対応策として相談・紛争解決に取り組みます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業
- 基幹相談支援センター事業（再掲）

(2) 権利擁護の推進

○現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がいのある人やその家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

○施策の方向性

障がいのある人やその家族の権利擁護のため、基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、障がい者虐待については、通報や届出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談や指導・助言を行うとともに、障がいを理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。

障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等を踏まえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。

また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組みます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業（再掲）
- 基幹相談支援センター事業（再掲）
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見支援センター事業
- 障がい者虐待防止対策事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

○現状と課題

障がいのある人に関する新たな法律の制定や改定などにより、障がい福祉に関する施策は年々充実してきている一方、障がいのある人の数は増加の一途をたどっており、限られた財源の中で効果的な施策の継続性が求められます。

このような状況の中、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

令和元年12月に行った認知度調査では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度は31.4%となっており、中でも10代以下の若年層における条例認知率は22.0%と特に低い傾向にあります。

○施策の方向性

障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう周知啓発に努め、限られた財源や資源の中で施策を継続していけるよう取り組みます。

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け、市役所職員をはじめ市民を対象にした条例の周知啓発を引き続き実施するとともに、「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。

令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともにEntrance（エントランス）」により、官民協働で企業・団体等の交流を進めていきます。

また、ヘルプマーク等の障がいに関する各種マークについて、今後も周知啓発に努めます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住み良い社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業（再掲）
- 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

（4）福祉教育の推進

○現状と課題

本市では、学校教育等において、福祉読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、更に充実が必要です。そのために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会や、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

○施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などが共に連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学び合う機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場を設け、また、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある人を招いて話を聞く、実際に点字や手話、車いす等の体験をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校に配布します。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識を持ち、理解を深めるこ

とができるよう取り組んでいきます。

○主な事業

- 福祉読本の作成（再掲）
- 交流及び共同学習の実施

(5) ボランティア活動の支援・推進

○現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

○施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。

○主な事業

- 障がい者福祉センター事業（再掲）

7 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等

○現状と課題

障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行う必要があります。

選挙に関する情報については、点字や音声による選挙公報の提供などを行っているほか、投票所においては、施設の段差解消用スロープの設置や設置ができない場合の人的介助支援、車いすや車いす対応記載台の設置、点字器等投票設備の設置を行っています。

障がいのある人が投票しやすい環境にしていくためには、選挙情報の周知、投票所の設備等の整備や事務従事者による適切な支援、投票所での投票が困難な人への支援などを充実していくことが必要です。

○施策の方向性

選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。

また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保を進めます。

投票所においては、障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上を図るとともに、点字投票や代理投票の際に事務従事者が適切な支援を行うなど充実に努めます。

○主な事業

- 選挙公報の点字版・音声版の配布
- 不在者投票制度の広報
- 投票所の投票環境の整備
- 投票所での適切な支援に関する事務要領の作成

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

○現状と課題

障害者差別解消法の施行に基づき、職員対応要領（障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領）を策定し、新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修において、障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

市職員は事務事業を行うにあたり差別を行わないよう、職員対応要領に則して適切に対応する必要があります。

○施策の方向性

市における事務・事業の実施にあたっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

また、関係機関における相談事例を市全体で共有し、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。

○主な事業

- 新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障がいのある人のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、それらの団体や学識経験者等と連携を十分に図ります。

個別の状況や具体的な課題について、保健・医療・福祉等の大学や障がい者地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い、障がいのある人一人ひとりのニーズを正確に把握し、障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

3 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた障がい者地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、障がい者施策審議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行い、その施策の実施状況について進捗管理します。

また、施策の実施・推進にあたっては、障がいのある人が参加・参画する機会を設け、その他の関係者の意見を含めて十分に聴き取り、その意見を尊重し、各種障がい者施策に反映させていきます。

○主な事業

- 障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）
- 障がい者施策審議会の運営